

平成30年度事業報告の概要

1 日本パン工業会における主な活動事項

(1) 輸入小麦の政府売渡制度への対応

当会は、全国小麦粉実需者団体協議会（小麦二次加工の全国団体で構成、会長は当会の飯島会長）として、平成30年12月に農林水産省食料産業局及び政策統括官付幹部と懇談し、TPP協定が小麦の主要国である米国の離脱により、供給先が片寄ることで安定供給に支障が出ることはないよう、また、日本とEUのEPA協定発効に伴うマークアップの引き下げに当たっては、実需者にとって使いやすい柔軟な運用とすること等を要望した。

政府輸入小麦売渡価格は、平成30年4月には3.5%（パン用3.4%）、10月にも2.2%（パン用0.5%）の引き上げが行われた。平成31年4月からは1.7%の引き下げが行われる。

(2) 食品表示制度への対応

加工食品の原料原産地表示制度の変更に関する食品表示基準の一部を改正する内閣府令が平成29年9月に公布・施行されたが、その積み残し課題として、冠表示に係る原料原産地表示ガイドライン案策定に向けた検討委員会が、消費者庁の委託事業として、(一社)日本農林規格協会が受託して開催された。(一財)食品産業センターが委員として参画し、食品業界としてガイドラインを作ることに自体に反対したが、最終報告で「冠表示の原料原産地情報の提供に関するガイドライン」となり、「表示」という言葉がなくなり、容器包装への表示以外に、インターネットや電話対応等による情報提供でも良いということとなり、了承することとなった。

消費者委員会食品表示部会においては、食品表示の全体像と新たな遺伝子組換え表示について検討が行われ、「遺伝子組換えでない」表示が不検出の場合しか認めないとする遺伝子組換え表示制度改正案が了承されたが、公定検査法の確立が課題として残された。

(3) 消費税への対応

消費税転嫁対策特別措置法に基づき、日本パン公正取引協議会として平成26年1月に公正取引委員会に消費税転嫁及び表示カルテルの実施届出を行った。以降、消費税転嫁を巡る情報交換等を行うため、消費税転嫁カルテル運営委員会を同協議会と共同して開催し、課題の解決に取り組んでいるが、消費税の転嫁に伴う問題は生じていない。

(4) 食品安全・衛生への対応

① 食品衛生規制の見直しに関する対応

食品衛生法等の一部を改正する法律が平成30年6月に公布され、HACCPに沿った

衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度の創設が製パン業界に関係することから、対応策を検討した。HACCPの制度化に対応して②の通り手引書を作成するとともに、食品の営業規制の見直しに関しては、菓子製造業の他に飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取らなければならないという現状を踏まえて、厚生労働省と菓子製造業の範囲、菓子製造業の施設基準について意見交換を行い、菓子製造業の許可のみで済むようにするなどの改善が図られた。

② HACCP制度の義務化への対応

当会は、科学技術委員会の下に基準B手引書策定小委員会（当会会員、全日本パン協同組合連合会代表、(一社)日本パン技術研究所及び当会事務局）を設けて手引書の作成に取り組んできたが、平成30年3月に厚生労働省の非公開の技術検討会にて審議が行われ、指摘事項を修正したうえで9月の技術検討会で承認され、11月に厚生労働省から公表された。パンについては、一般衛生管理を基本とし必要に応じて重要管理点を設けて管理する、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の考え方にに基づき、リテールベーカリーを含む全ての製パン事業者が実行可能な内容として作成したもので、一般的には手引書を適用する基準が小規模な事業者として50人未満とされたが、パン製造に関しては、提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種に該当するというので、この小規模事業者の基準は適用されないこととなった。

③ 食品添加物の安全性に関する対応

週刊誌に端を発した食品事業者の消費者に向けた安全情報の発信の在り方についての情報交換会を関係する9団体で開催し、(公財)食の安全・安心財団と協議して、同財団主催の食品添加物の役割と食の安全を考えるための消費者向けのシンポジウムを11月に開催した。今後、こうしたシンポジウムを定期的で開催することを決定した。

(5) 環境対策に関する対応

① 容器包装リサイクルに関する対応

容器包装リサイクル制度の見直しに向けて、現実的で実効性のある制度の実現を目指して、(一財)食品産業センター及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会（プラ協）と連携して意見の反映に努めた。

平成28年11月に環境省及び経済産業省の検討会で取りまとめられた「プラスチック製容器包装の再商品化入札制度等の見直しの方向性」により、平成29年度から新しい入札制度が取り入れられることとなり、入札の結果、落札価格が約1割上昇した。このため、平成31年度の入札制度に関して、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣宛てに、当会を含む各業界団体44団体の連名で平成30年6月に提出した。入札の結果、コークス

炉化学原料化の落札単価が16%低下したことから、材料リサイクル等他の手法については単価が上昇したものの全体としては単価が2.6%低下した。社会コストの適正化と一層の低減に向けた入札制度の運営を求めて、引き続きプラ協を含めて対応策を検討する必要がある。

② プラスチック循環資源戦略に関する対応

令和元年6月に開催予定のG20大阪サミットに向けて、プラスチック循環資源戦略(案)について意見募集が行われ、熱回収を含めた効率的な資源循環を推進すべき、排出抑制のための数値目標等の義務付けを課すべきではない旨等の意見提出を行った。

③ 食品リサイクル法の基本方針改正に関する対応

国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の一つとして持続可能な生産と消費が掲げられたことを踏まえ、食品リサイクル法の基本方針見直しに向けた検討会が取りまとめた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(案)」について意見募集が行われた。当会は、消費期限表示の日配品等については、企業間の連携・協力を進め、発注予測精度向上と発注数量の共有早期化等による関係主体に相乗効果を生むような施策の推進を要請した。

④ 日配品の食品ロス削減に関する対応

日配品の食品ロス問題については、平成27年に取組事例の共有化を図った後、検討が行われていなかったため、本年度は、特にパンにフォーカスした検討を実施したい旨、農林水産省から打診があり、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム・日配品の商慣習に関する検討会」に委員を派遣することにした。同検討会は、3回に亘って開催され、食品ロス削減のためには、「小売業での発注精度を高め、メーカーとの情報共有を早期化し、メーカーはなるべく確定情報に基づいた受注生産を行う」ことが望ましいという方向性で検討が行われた。今後のパンの廃棄削減の方策として、需要予測手法の見直し、発注リードタイムの変更によるサプライチェーン全体での食品ロス削減可能量の分析、発注方法等の運用改善に向けたITの活用を含む実務・技術的な課題解決策の検討を次年度に行うことが提案された。

⑤ 自主行動計画のフォローアップ

低炭素社会実行計画、廃棄物の減量化及び食品リサイクル対策に係る環境自主行動計画並びに容器包装リサイクル法による容器包装の3R推進に係る自主行動計画のフォローアップ作業を実施した。

平成29年度は、エネルギー消費量総量が微減、原単位も減少し、CO₂排出量及び原

単位共に前年度より減少し、基準年（平成25年度）に比べて原単位で85.4%となった。物流に係るCO₂の排出量は、原単位では基準年（平成21年度）比91.1%と削減目標を達成した。廃棄物対策としては、食品廃棄物の再資源化率は前年度より1ポイント上昇し、非食品廃棄物は前年度と同じ、総廃棄物の再資源化率は1ポイント増の91%となり、各々の目標を大きく上回る実績を達成した。

また、平成29年度のプラスチック容器包装の生産高原単位排出量は前年度より増加したものの、基準年比19.3%減と目標値（16%削減）を高い水準で上回る削減率となった。

（6）物流改善に関する対応

物流改善等委員会と幹事会を原則として交互に隔月で開催し、共同配送管理会社の収支状況の報告と併せて、物流におけるCO₂排出削減対策、災害等緊急時の危機管理対応、働き方改革による残業規制への対応等の課題解決に努めた。

また、実務者会議を毎月開催し、ドライバー不足問題、納品時間規制問題、東京オリンピック開催時の物流対応等に関する情報交換を行うと共に、具体的な課題解決を検討し、幹事会に提案した。

（7）緊急食料支援に関する対応

平成30年7月豪雨（6月28日～7月8日の西日本を中心に全国的に広い範囲での記録的な大雨）においては、農林水産省をはじめとする関係省庁や各自治体と連携しながら、支援活動に総力を挙げて取り組んだ。緊急食料支援として、農林水産省の依頼を受けて岡山県真備町及び広島県呉市に60,500個のパンを提供したほか、地方自治体からの要請を受けて会員企業5社が111,242個のパンを提供した。また、農林水産省からプッシュ型支援実施に向けた体制整備依頼（岡山県、広島県、愛媛県）があったものの、実施されなかった。

平成30年9月6日午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震においては、農林水産省をはじめとする関係省庁や各自治体と連携しながら、支援活動に総力を挙げて取り組んだ。農林水産省の依頼を受けて当初は入間基地からその後苫小牧埠頭に運んで40,000個のパンを提供したほか、地方自治体からの要請を受けて会員企業3社が398,736個のパンと3,750個のおにぎりを提供した。

（8）新たな外国人材受入れ制度に関する対応

平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」で新たな外国人の受入れ方針が示された。12月に農林水産省による「飲食料品製造業」及び「外食業」における新たな外国人受入れのための試験実施機関設立に向けた説明会が開催された。1月に新たな外国人受入れ制度に関する評価試験を請負う新法人（一社）外国人食品産業技能評価

機構を設立する案が示され、当会は、当機構への加入を決定した。

3月に農林水産省による食品産業特定技能協議会第1回運営委員会が開催された。当協議会は、特定技能外国人を雇用する機関等が加入を義務付けられるもので、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に関する取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とするものである。当協議会において、受入れ機関の外国人労働者の引き抜き防止の申し合わせを決定した。

(9) 労働安全対策に関する対応

労務研究会において、労働災害発生状況及び熱中症被害発生状況と防止対策の取組状況を確認し、情報交換と情報共有により、各社が労働災害発生防止対策を強化・更新することに努めた。また、厚生労働省からの熱中症予防対策の取組依頼、労働災害防止対策の推進要請等について、会員に周知し改善に努めた。

2 パン食の普及啓発活動

パン食普及協議会（会長は当会の細貝副会長）は、平成30年度のPR事業としては、①パン食の普及啓発のための地域広報活動助成事業として、全パン連傘下の各都道府県組合が実施する料理教室等の活動の助成、②パンに関するホームページ「おいしいパン.net」及び「パンのはなし」の運営、③HACCPの考え方に基づく衛生管理のための手引書の購入・配布、④「学校パン給食推進協議会」の運営の助成、⑤第4回ベーカリー・ジャパンカップ（全パン連、パン食普及協議会共催、平成31年2月20～22日、幕張メッセ2019モバクショウ会場）の開催、⑥京都新聞社主催の京都パンフェスティバルin上賀茂神社（平成30年10月13～14日）の協賛を行った。

3 学校パン給食の推進活動

全日本パン協同組合連合会、(一社)日本パン技術研究所、当会及びパン食普及協議会が中心となり、学校給食パン促進活動の推進母体設立の準備を進め、関連団体及び企業の参加を得て、平成30年10月18日に学校パン給食推進協議会設立総会が鉄鋼会館で開催された。当協議会は、学校給食におけるパンが、食育の一環として重要であることを世の中に周知し、理解を深めるとともに、子供たちが望み、親が希望していることに鑑み、バラエティ豊かで栄養面に配慮した献立やレシピの開発により、その実施回数の増加を実現するとともに、食育基本法の理念の一つである食料自給率の向上につなげるため、国内産小麦の導入を更に推進することを目的とするものである。

4 関連団体との連携による業務の推進等

(1) 平成27年に、国産小麦による食料自給率向上と更なるパン産業の発展・振興を図る

目的で設立されたパン産業振興議員連盟（会長：中曽根弘文参議院議員、幹事長：渡海紀三朗衆議院議員）は、自由民主党の衆議院議員 87 名、参議院議員 31 名が参加し、活動している。当会は、パン産業振興議員連盟と連携して、製パン業界における問題・課題の解決に当たることとしている。

- (2) 日本パン公正取引協議会の活動に対し、毎月、同協議会専門部会に合わせて当会科学技術委員会を開催したほか、平成 30 年 9 月に福岡及び翌年 3 月に東京で開催された包装食パンの表示検査会に協力した。更に、消費税の転嫁及び表示カルテルの円滑な運営に一体となって取り組んだ。
- (3) 全国小麦粉実需者団体協議会において、小麦二次加工製品の需要拡大、原材料価格の安定、政府小麦売渡制度の円滑な運用等についての関係行政機関への要請、関係団体との連絡協調等に努めた。
- (4) (一財)食品産業センターを通じ、食品業界に関連する諸問題についての意見交換、情報交換、関係行政機関に対する要請等の対応措置を講じた。
- (5) (一社)日本パン技術研究所に、当会科学技術委員会及び日本パン公正取引協議会専門部会のメンバーとして参画いただくとともに、同研究所の事業の運営に協力した。
- (6) 全国パン厚生年金基金及びパン企業年金基金の運営の健全化に努めた。なお、当基金は平成 28 年 10 月 1 日付けで厚生労働大臣の解散認可を得て、清算業務を実施中である。また、同日に後継となるパン企業年金基金が発足した。
- (7) (公財)日本容器包装リサイクル協会及びプラスチック容器包装リサイクル協議会に参画し、容器包装リサイクル制度の見直しに向けた検討、制度の普及啓発活動に関する情報提供等を行った。
- (8) 製パン原料の小麦の供給国であるアメリカ合衆国小麦連合会、レーズン等の供給国であるカリフォルニア・レーズン協会等との交流及び情報入手に努めた。